



人権チェックリスト

感染症について正しい認識を持ちましょう

令和 8(2026)年

1月号



知恵山県人権尊重の社会づくり推進

ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気です。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

現在、「らい菌」は感染力が非常に弱い事がわかっており、感染しても早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく治すことができる病気となっています。

○ハンセン病の歴史

ハンセン病はわが国では特殊な病気として扱われ、1931年に「癩予防法」が成立すると、患者の施設入所を強制する隔離政策がとられました。患者は行動や住居、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われ、なかには家族から絶縁されるという状況さえありました。この強制隔離政策は治療薬ができた後も、「らい予防法」が廃止された1996年まで続けられました。

現在、国は過ちを認め、患者、元患者やその家族に対して深くお詫びし、これらの方々の名誉回復や社会復帰支援などの施策に取り組んでいます。本県においても、正しい知識の普及啓発により、偏見や差別の解消などに取り組んでいます。

HIV・エイズについて

エイズとは、HIVに感染して起こる病気で、感染すると、身体を病気から守る免疫系が破壊されて、身体の抵抗力が低下し、様々な感染症や悪性腫瘍にかかってしまうものです。

HIVに感染しても、すぐに症状が現れるわけではなく、感染から発症まで数年から10年以上の無症状期があると言われています。

HIVは感染力が弱く、感染経路も限られていますから、感染予防は確実にできます。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、日常生活（握手、入浴、せきやくしゃみを吸い込む等）での感染や空気感染はしません。

チェック団

●感染症に関する正しい知識と理解の不足から、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しています。正しい知識と理解を深め、差別や偏見を解消していきましょう。

ハンセン病、HIV・エイズに関する相談窓口
県健康推進課
TEL: 073-441-2643
FAX: 073-428-2325

チェックリストに関するお問合せ
県人権施策推進課
TEL: 073-441-2566
FAX: 073-433-4540

